

## イギリス封建社会の研究

— 田中正義教授選歴記念論文集 —

東 出 功

本書は、イギリス中世史研究会の論文集であり、この研究会の発足以来の代表者たる立教大学経済学部教授田中正義博士の選歴を記念した出版物である。

田中教授御自身については、私のよく語りうるところではない。本書の「あとがき」をかかれた青山吉信氏によれば、田中教授は、これまで「ほぼ一貫してイギリス中世史、とりわけアングロ・サクソン史研究に献身され、わが国西洋史学界に多大の影響を与えられ来たった」(五〇三頁)。そして田中教授が今日まで公表された著書・論文は、同じ青山氏によって「序章」の中で一括して示されている(一八〇九頁)。青山氏は、これらを「すべて厳正なる史料操作に裏付けられるとともに緊密整然たる論理をもって構成され、いずれも珠玉の名篇」の名にふさわしい、と評しておられる。田中教授の声咳に接し、あるいはその諸業績を通じてその学風にふれたことのあるものは、いずれもこの点で青山氏に共感するに相違ない。

田中教授は、御自身の研究者としての足跡とともに、後進の指導においても特筆すべきものをのこしておられる。本書の刊行母体たるイギリス中世史研究会は、一九六一年の発足以来、一貫し

て同教授を代表者としてきた。そして同研究会の成員がこれまで公表してきた著書・論文は、目録(四九三頁以下)によれば九十篇にせまっている。青山氏は、これらの多数の業績により「わが国イギリス中世史研究の水準がいちじるしく高められた」といわれる(五〇四頁)。このことばは、これを当事者の一方的な自負としてではなく、客観的な事実としてみとめなくてはならない。しかも同研究会の成員で「学生として親しく教授の教えを受けた者は、意外にも極めてすくない」(五〇三頁)のである。このことは、むしろ、田中教授の学徳の希有な広大さを、事実によって証明したものとといわなくてはならない。

さて本書は、「序章」にはじまり、第一部から第四部まで、一四氏の論稿と「あとがき」とをもって構成されている。本書は、わが国では異例ともいえる長期の総合研究の所産である。しかしそのことは、必ずしも全巻が一貫した主題によって統括されていることを意味しない。

椋川一朗氏は、本書を評して、「全巻を通じて、青山氏が巻頭に指摘した研究上の問題点のそれぞれが、各論文執筆者にどこまで痛感されているか、となると、いまだしの感がないでもない」といわれる(『日本読書新聞』一九七〇年五月四日号)。しかしこのことは、本書の、あるいはこの研究会自体の欠点とみなすべきであろうか。この点に関する正当な評価は、この研究会自体がたどってきた「歩み」そのものに照らして与えられるべきであろう。

この研究会は、創立以来、「参加者相互の問題意識の統一・連帯感の形成」に、なみなみならぬ関心を払ってきたことがうかがわれる。当然のこととはいえ、年次ごとに成果の集約が意欲的に

なされ、その成果の確認の上に、新しい課題が発見され、設定されていった。各自の報告が、ただ漫然と、なりゆきのままに積みかさねられていった、ということではない。その間の事情は、青山氏による「あとがき」の中で、年次をおって抄記されている。私はこれをよむとき、各執筆者の問題関心の点で、本書が必ずしも統一性をもたないことの理由を、知りえたようにおもう。この研究会は、創立の当初から「緊張感に満ちた仮借なき批判の応酬に終始」したという。そしてこの討議が、執筆の諸氏をして、むしろ各自が主体的に自己の問題関心を広くむくことを可能にしたようにおもわれるのである。われわれは、本書を通じて、そのことをまざまざとみるのであって、椽川氏とともに、各論稿がそれぞれに「力のこもった論文」であることに感銘をおぼえるのである。和して同じない、という点において、それは、総合研究の一つの行き方を範示したものといえよう。その背景には、いうまでもなく、田中教授の学徳に対する共通の尊敬と、同学の連帯感とがあった。

以下、順をおって各論文に言及したい。

序章、イギリス初期中世史研究上の諸問題——田中正義教授の業績を中心として（青山吉信）は、五節からなっている。第一節は、第二次大戦後のわが国における、イギリス中世史研究全般に關する、いわば史学史である。これは、なるほどイギリスの、しかも中世史の研究を中心とした回顧ではあるが、青山氏はこれを、わが国の歴史学界全般の動向に關する展望をふまえてあつづけている。今日、イギリス中世史の研究者で、自己の研究の、いわば

史学史上の座標位を確認したいとねがうものは、この第一節から教えられるところが多いであろう。ちなみに、自己の座標位を確認するためには、堀米庸三氏の「日本におけるヨーロッパ中世史の研究」（『歴史の意味』中央公論社、一九七〇所収）も、きわめて示唆に富んでいる。

ついで青山氏は、御自身の問題関心に基いて、さらに田中教授の諸業績との関連において、やはりわが国の史学史の軌跡をたどっている。すなわち第二節は、「初期アングロサクソン社会の基本構造」を、また第三節は、「その『封建化』の過程」を、そして第四節は、「アングロサクソン時代の王権」を、それぞれ論述の焦点としている。その中では、田中教授の諸業績をはじめ、本書の共同執筆者たる富沢・三好・佐藤・松垣の各氏の所説にもふれられており、各所にするどい論評がある。

そして、この中でとりわけ注目されるのは、青山氏御自身の所説である。氏は、後期アングロサクソン王権のすくなくとも一つの基盤を、この時代に展開する「商品流通」の、「とりわけ流通の支配」に求めたい意向とみうけられる（四〇—四一頁）。この点については、今後の学界における活潑な論議が期待される。

第五節は、いわば結語である。全体を通じて青山氏は、田中教授の諸業績の先駆的意義を高く評価しながらも、各論点において、田中教授に対する率直な批判の基調を堅持しておられる。

第一部、アングロサクソン期の諸問題は、まず、アングロサクソン社会における血族組織について（三好洋子）からはじまる。三好氏によれば「田中正義氏はかつて早期アングロサクソン

ン社会の基本的な家族を父家長制家族と規定されたのである。すなわち、氏は『アングロ・サクソンの一般に部族国家に於ける社会的基礎を形成せるもの』それを『アングロ・サクソン語でメイズ *maeth* とよばれた親族集団において見出す』と指摘され、かかるメイズの下部単位をなす家族を父家長制家族と把握されたのである。しかしながら、三好氏の評価では、田中学説の根幹にふれるこの点において、田中教授は、メイズ＝血族と、父家長制家族との関係を、「必ずしも有機的に明らかにされたとはいいがたい。」この「有機的な関係があったか否か」という点が、三好氏の本稿の課題となっている(四八頁)。

三好氏は、この第一節の「はしがき」につづいて、第二節ではメイズに関する「研究史」をたどり、第三節では、さらに「王権の伸長と血族組織」について詳論する。各節ごとに、その末尾に、入念な論旨の要約があり、さらに第四節の「むすび」では、全般の要約がくりかえされる。このような周到な配慮のおかげで、読者の理解は、いちじるしく助けられる。

三好氏の所説が今後わが国の学界に定着するか否か、この点になると私は論評の資格をもたない。しかしもしこれがひろく受けいられるとすれば、田中学説は、その重要な論拠の一つにおいて動搖をまねがれない。

同じ第一部には、もう一つ、中期サクソン時代におけるケアール自由農民について(富沢霊岸)がある。これは「序」につづいて、第一節「封建社会とケアール自由農民」以下、第二節「ケアール自由農民の実態」、第三節「種族制社会の残存とケアール自由農民」、第四節「種族制社会の特徴」、第五節「種族制社会の封

建的再編」、第六節「イギリス王政の進展とケアール自由農民」の各節をもち、第七節は、「結びと展望」となっている。

ここで内容にたち入る余裕はない。寸評をゆるしていただくならば、富沢氏の用語法になじみのない私には、本稿の論旨は、必ずしも平明ではなかった。周知の通り、「封建制」とか「自由」とかいうことばは、今日では、一義的に明快とはいえない。しかもこの論文の場合には、「封建制」と「自由」と、この二語がきわめて重要な意味をもつようにおもわれる。氏が「封建制」とか「封建的」とか、あるいは「封建化」といわれるとき、われわれは、それぞれの場合に、氏の本意として何を表象すればよいのか。さらに「ケアール自由農民」といわれるときの「自由」とは、どのような自由か。青山氏は、「序章」の中で、戸上一氏に対して、「城戸毅氏が適切に論評された如く、『ケオル』の広汎多義の含意は、現在の所なお(戸上)氏の主張の一般化を妨げるであろう」(二五頁)といわれる。「広汎多義の含意」が事実とすれば、富沢氏の「ケアール自由農民」という表現は、どのように理解すべきか。疑問がのこった。

× × ×  
第二部、農村と市場は、イースト・アングリアにおける市場町の発展(藤田重行)ではじまる。本論は、第一節「中世におけるエシクス」、第二節「サクステッドの領主の系譜と初期のmana構造」、第三節「十四世紀における都市的定住の発展」の三節からなっている。これは、一九六〇年に公刊された K. C. Newton, *Thirled in the Fourteenth Century*, (Essex Record Office Publications, No. 33) を主要な典拠としてゐる。サクステッド

の市場町としての発展過程をあつかったモノグラフである。「むすび」では、この市場町の発展と、一三八一年の反乱との関連について、簡潔な言及がなされている。

次に、マナ体制解体期における農村市場の展開——レストランヤー「人头税徴集記録」(一三八一年)の分析(近藤晃)が収録されている。第一節「問題の設定」によれば、本稿の課題は「イギリス農奴制(『マナー体制』)の解体期における『職業分化』の実態を究明し、社会的分業の展開の実情を裏証的に明かにすることである」(一五二頁)。第二節の「史料」は、本稿の主要な典拠として、*Handredum de Framelund* (P. R. O. E. 179/133/34), *Handredum de Gentyre* (P. R. O. E. 179/133/35) の二点をあげて解説している。第三節「職業分化の検出——フラムランド・ハンドレッド——」と第四節「同II——ガートリ・ハンドレッド——」は、史料からの所見にあてられ、最後に第五節「農村市場の展開と領主経済」でむすばれている。フラムランドとガートリと、この二つのハンドレッドに関する、力のこもったモノグラフである。

× × ×

第三部、都市は、三つの論文をおさめている。第一論文は、建設都市と市場(武居良明)である。はじめに武居氏は、「十二世紀初期より十三世紀なかばにかけて、しきりに都市建設が進められ(中略)十三世紀後半にはいるや、都市なかんずく領主都市および小規模王立都市の衰退→消滅傾向」は、おおうべくもない、といわれる。ところで「この衰退→消滅傾向を仔細に検討していくと、ある一つの興味深い事実」があり、「都市の衰退→消滅が必

ずしも市場の衰退と歩調を合わせていないということ、それどころか、都市の衰退を尻目に市場(『もぐり市場』の方は興隆をすら示す)ということである。武居氏は、この事実をふまえて、E・A・コスミンスキの「領主的貨幣経済」と「農民的貨幣経済」との対抗関係、後者による前者の圧倒、という構想を想起される(一九五～六頁)。

本論は、第一節「都市建設」、第二節「領主経済とその限界」、第三節「都市建設ブームの終焉」の三節からなっている。特定の地域に限定したモノグラフではない。はじめに示された所見が、広汎な舞台において明快に素描されている。

第二論文は、中世都市グロスター(鶴川肇)である。第一節「アングロ・ノルマン期のグロスター」は、主として「Landgabeに関する文書」(推定成立年代、一〇九六～一〇一〇)に依拠して、十一世紀末のグロスターの都市構造を再現する。第二節「都市収入徴集請負権——リチャード一世の勅許状」は、「勅許状の検討を通じて、一二・三世紀のグロスターの享受した都市特権の内容」を、都市収入徴集請負権を中心に描いている。第三節「都市自治の確立——国王ジョンの勅許状」でこの論文はおわる。

鶴川氏によれば、「中世都市グロスターに関する個別研究は、L. E. W. O. Fullbrook-Legatt, *Anglo-Saxon and Medieval Gloucester*, Gloucester, 1952 を除くは現在までのところ発表されていないようである」(一三〇頁、注(1))。とすれば、鶴川氏がこの都市について、史料の訳示と検討とによって、その実態の一端をわれわれに教示されたことの意義は大きい。一言蛇足ながら、メイトランドの *tenurial heterogeneity* は、「保有の異質

性」(二八頁)と訳すよりも、たとえば「保有上の非均質性」とでも訳された方が平明ではなかったか。

第三論文は、十三・四世紀 *Bristol* における都市経済——市民的土地保有よりみたる(渡辺文夫)である。渡辺氏は、第一節に「わゆる市民的土地保有——tenure in burgage, burgage tenure——なるものについて、Hemneon, Maland, Holdsworthらの法制史家の規定を紹介する。そしてさらにこれに「経済史的観点より照明をあて直した労作」として、R. H. Hilton, 'Some Problems of Urban Real Property in the Middle Ages,' in *Socialism, Capitalism and Economic Growth*, ed. by C. H. Feinstein, 1967 と言及する(二五三頁)。

プリストルがあつかわれるのは第二節で、そこでは「十三・四世紀 *Bristol* において市民的土地保有がその商業的繁栄とどのようなかかわり合いを有するか」が検討される。

渡辺氏の克明な分析によって、副題にある「市民的土地保有」については、なるほど教えられるところが大きかった。しかし主題にある「都市経済」ということばから、われわれは何を理解すればよいのか。渡辺氏のいわれる「都市経済」の画像が、充分に脳裏に定着しないのは、私の非力によるものか。

× × ×

第四部、権力の第一論文は、アングロノルマン期における地方行政組織——地方司法官制を中心として(松垣裕)である。

これは、標題からすると、一見してかなり特殊な研究のようにおもわれるむきもあろう。しかし松垣氏によると、「地方司法制度の整備をもって巡回制の『成立』とみる見解」も、現にあらわれ

ているのである。そして「巡回裁判制の確立は、イギリス法史上画期的意義をもつコモンロー体系成立の一指標として重要な評価を与えられて」いるのである(二七三頁)。してみると、この松垣氏による「巡回裁判制成立の歴史を跡づけようとする一試論」のもつ意義は、きわめて大きいといわなくてはならない。

第一節は、「地方司法官」に関するスタップズ以来の研究史の要約である。第二節は、地方司法官制の起源をたずね、第三節は「国王所管訴訟」の帰属から地方司法官の職務について、史料を訳示しながら論及する。最後に「結び」があって、この論稿によって新たにえられた所見が要約される。イギリスにおける最近の研究、とりわけ H. A. Cronne, 'The Office of Local Justice in England under the Norman Kings,' in *Univ. of Birmingham Historical Journal*, vol. 6, 1967 が駆使されている。

第二論文は、貴族による「政治的改革」運動の構造——「封建制確立」の歴史的把握のための一試論(佐藤伊久男)である。副題にある「封建制確立」をめぐる問題は、戦後のわが国の学界でもっともにぎにぎしく論じられた主題の一つである。それは、一面においては、「封建制」概念が論者によってかなりまちまちにとらえられてきたことにも起因していた。佐藤氏が「序——問題の所在と限定」において、「封建制」を「国制史に限定」すると明記されたことは、議論の無用な混乱をさけるために適切な処置であった。佐藤氏のいわれる「封建制確立」とは、「封主—封臣関係の一定の政治秩序化」という意味である(締括——むすびに代えて、三一九頁)。

それはさておき、佐藤氏のこの論稿は、「封建制確立」という、

いわば古くて新しい問題を正面からとりあげたものとして、本書中唯一のものである。主題の「貴族による『政治的改革』運動」については、第一節「貴族による政治改革」で、まずオックスフォード条項を中心に論じられ、ついで第二節「ウェストミンスター条項」の成立へと論述がすすむ。そして佐藤氏は、この改革運動の帰結の中に「封建制確立」をみる。

なお佐藤氏は、なるほど問題を「国制史に限定」した。しかし氏は、他方では、同じ時期における交換・貨幣経済の展開に、あるいはこれに関する社会経済史の成果に対しても配慮をおこたらない。そのことは、「序」から如実にうかがわれる。その意味でこの論文は、古くて新しい問題への、新たな接近の方法を示唆したものといえよう。

第三論文は、十四世紀のエスチーター（小山貞夫）である。この論文は、小山氏自身によると、氏の大著「中世イギリスの地方行政」（二九六八）の補論としての一面をもつ。われわれは先に、シエリフ、コナーおよび治安判事について、そしてこのたびはさらにエスチーターについて、克明な叙述に恵まれることになった。

この論文は、標題にもある通り、一四世紀、しかもとりわけ初期を主としてあつたかっている。しかし第一節「エスチーター職の歴史」は、一四世紀以前の、いわば前史から説きおこしている。第二節「エスチーター職の構成」は、任命権者、任期、資格、社会的出自、報酬、監督、下僚などにふれる。そして第三節は、「エスチーターの職務」の内容そのものを詳述する。

以上の叙述をふまえて、「むすび」では、エスチーターの意義

あるいは役割に、まずもって言及される。すなわち小山氏は、エスチーターが一四世紀はじめにおいて直接財務府にもたらした金額の点に限定するならば、「エスチーター職の意義は中世の行政機構の中できわめて僅かなものでしかなかった」ことに注意を喚起する。しかし「にもかかわらず、エスチーター職に任命された者の社会的出自が、一三四年以降州単位に管区が細分された後でも、地方公職の中で最高位にあつたシエリフとほとんど同程度であつたことが示唆することく、エスチーターは当時の行政機構の中できわめて重要な役割を担っていた」（三六一頁）のである。

最後に小山氏は、「レーエン制の変質過程」とエスチーター職の推移とのかかわりあいについて論及し、興味ある指摘をおこなっている。全般にわたって E. R. Stevenson, 'Escheator', in *The English Government at Work, 1327-1336*, vol. II, 1947; S. T. Gibson, 'The Escheatrics', in *EHR*, vol. 35, 1921 の二点が、とりわけ縦横に駆使されている。

第四論文は、十五世紀の土地所有課税（城戸毅）である。城戸氏は、冒頭で「中世イギリス国家財政の歴史をひもとくとき、われわれの注意をひく顕著な事実の一つ」として、「直接税の形態の発展において課税物件が土地から動産的富へと変化した後、再び土地へと回帰する傾向」の存在に注目する。そしてこれをクロノジカルに概観したのち、第一節では、「イングランドの国税体系が完成したとみられる一四世紀中葉以降の国家財政発展の一般的傾向」を展望する。第二節は、関税の動向にふれたのち、直接税としての十分の一・十五分の一税について、さらに聖職者十分の一税について論述する。第三節は、一五世紀の最初の土地

課税に関するスタップズ以来の通説的理解に対して、独自の史料操作をふまえて反証をこころみる。第四節は、この最初の課税以後におこなわれた土地課税にふれ、一五世紀の土地課税について、次のように総括する。

それは、城戸氏によれば、「十三世紀末に発達した頂点に達した動産課税体系が化石化したのち、十六世紀に新たなチェーンダー臨時税体系が結実するまでの過渡期の租税形態、一連の試行錯誤として歴史的に位置づけることができる」のである（三九六頁）。

城戸氏は、このクロノロジーを、王権と「封建的土地所有者階級」と、この両者の利害が織りなす政治状況の中で、きわめて動態的に跡づけている。彼ら土地所有者階級が、議会において土地所有課税に協賛するというのは、なるほど「自己課税」の道をおえらぶことにほかならない。城戸氏は、この選択を評して、「彼等にとつていわば必要悪の道であった」とし、さらに「これは十五世紀イングランドの体制的危機の一つの明瞭な表出なのであった」という（三八三頁）。注目すべき指摘といわなくてはならない。第五論文は、中世末期北部イングランドにおける大諸侯権力について（篠塚信義）である。これは一昨年公表された篠塚氏の「イギリス絶対主義の発展構造」（宮城講座「世界歴史」16）と、いわば姉妹篇である。

まず、第一節のなかばに注目したい。篠塚氏は、そこで「身分制的国制」にふれ、これを「在地権力と国王とが、それぞれ固有の支配領域をもち、互に他を補充しあい、協働して支配を行っている」とき国制」とする。そしてこうした「身分制的国制」は、「一面では克服されつつも、形をかえつつ絶対主義時代を通じて

最後迄存続するように思われる」という。

さらに篠塚氏は、絶対主義それ自体について、「絶対主義時代とは、こうした在地権力に依存してのみ可能であるような地方行政領域を一步一步国王の直接支配下に組み入れていくプロセスそのものと考えられる」という（四〇二―三頁）。

周知のごとくわが国では、絶対王政を、「身分制的国制」が克服されてしまったのちのものと考えた意見が、今日もおおくない。この点で篠塚氏の絶対王政理解は、従来の通説的理解に修正をせまるものといわなくてはならない。篠塚氏にみられるこのような見解は、大陸史では、すでにとりわけ成瀬治氏によって説かれていたところである。篠塚氏の今回の論文は、上述の「発展構造」とともに、成瀬氏に共感されながら、イギリスの史実にそくして、新しい絶対王政像を提示したものと見えよう。

第二節は、標題にある「大諸侯権力」の主要な立地としての西部や北部の、いわゆる「辺境地帯」の実情にふれる。第三節と第四節とは、こうした諸侯権力の実態を、主要な諸侯の家門にそくして詳説している。第五節は、次のような興味ある指摘によっておわっている。

すなわちまず、「こうした在地大領主が『正義』執行の任に当り、『公』的な権力として機能している」ことが述べられる。そして篠塚氏は、この場合注意を要する点として、この正義、すなわち法が、ほかならぬコモンローであって、特定の地方にのみ固有な慣習ではない、と強調する。

篠塚氏は、さらにことばをついで、「このことは国王権力の及ばない場合にもなお、イングランド全土に共通して遵守されるべき

最高の法規範が存在していることを意味し、従ってこの時代の『国家』が権力的にはなく法的に統合されている共同体であることを示しているからである。諸侯権力の自立性はあく迄、ローンローにより統合されている国家的統合のわく内においての自立性なのである」という(四三三頁)。まことに注目すべき問題提起といわなくてはならない。

第六論文は、「大叛乱」(Great Rebellion)は市民革命か——地域史研究からの一視角(米川伸一)である。米川氏は、まず市民革命ということばの吟味から説きおこし、第一節では、「イースト・アングリアにおける社会的分業の展開」について素描する。副題にある「地域史」とは、イースト・アングリアのノーフォークとサフォークとである。以下、第二節は、「梳毛工業における資本『賃労働関係の成立』を、第三節は、「資本主義的農業の成立」を、そして第四節は、「大叛乱』の展開」を、豊富な史料の例示によって論述する。

「大叛乱」の際の、議会側の軍事的・財政的基盤の一つに「東部連合」があった。しかもイースト・アングリアは、この連合の中軸であった。それゆえイースト・アングリアに関する米川氏の論文は、今後の「大叛乱」の理解に重要な知見をくわえたものといわなくてはならない。蛇足ながら Commission of Array は、「軍隊召集委員会」(四六九頁)と理解すべきであろうか。篠塚氏は、commission of oyer and terminer は、「審判辞令」という訳語を与えている。Commission of Array の commission も、むしろ「辞令」に近い意味ではないか。

それはさておき、横川一朗氏は、先によれた書評(英中世史研

究の動向)——後進的封建制から最先進資本主義へ——の中で、米川氏の論文に言及し、これは「中世史の範囲を逸脱した論文であるが、『イギリス中世史研究会』の大きな目標——最先進資本主義国イギリスの資本主義前史の解明——がこうした脱中世史研究者を生み出したという意味で、興味ふかい」といわれる。米川氏の論文は、この論文集の末尾をかざるものとして、まさに不可欠であったらうべきか。

「われわれは、先日、札幌市郊外の定山溪で、本書の合評会をもった。当日は、北海道大学井上泰男教授、北海学園大学山下和夫教授、同大場四千男講師、函館工業高等専門学校広瀬龍大講師の諸氏が参加された。本稿が、この日の合評会から多くの貴重な示唆をえたことを付記したい。」

(A5判五〇五頁、昭和四五年一月 山川出版社刊 定価二八〇〇円)  
 (北海道大学教養部助教授)